

松下幸之助記念志財団 研究助成

研究報告

(MS Word)

【氏名】

尹 敏志 (イン ミンシ)

【所属】(助成決定時)

京都大学文学部

【研究題目】

元・明交代期の浙江省における里甲・沿海衛所と倭寇

【研究の目的】(400字程度)

明朝は、江南から誕生した漢民族の王朝と捉えられてきた。しかし、実際には元末に紅巾軍の一派として濠州で挙兵していた朱元璋(明太祖)は、モンゴル帝国の政治・軍事・財政制度を広く学び、モンゴル・イスラム兵士を明軍に編入し、そして洪武元年(1368)に南京で多民族国家である「大明」を建国した。ところが、建国してから、中原王朝の正統性と華夷の区別を強調するために、『明太祖実録』『大明会典』など政府が編纂した史料には、元制が明制に莫大な影響を与えた痕跡が消されている。静嘉堂文庫に収蔵されている宋刊明印本『漢書』は、明代初年の浙江行省の公文書の裏面を利用して印刷した宋刊明印本であり、それらの紙背文書は一次史料に間違いなく、洪武初年の社会の実態を伝えている。静嘉堂文庫は、宋元代の中国典籍の豊富な収蔵を誇っている図書館として中国学界でも名高いであるが、同館に収蔵されている明代の紙背文書の重要さが十分に認められなかった。本研究は、今まで明史研究者があまり利用しなかった静嘉堂文庫の紙背文書を整理研究し、明初の里甲制・衛所制の起源を究明する。

【研究の内容・方法】(800字程度)

(一) 明洪武初年における倭寇の研究

石原道博『倭寇』(1964)・田中健夫『倭寇：海の歴史』(1982)等の研究は、14世紀の前期倭寇と16世紀の後期倭寇を分け、前期倭寇の主体は日本海賊であったが、後期倭寇の主体は明政府の海禁に抵抗する中国人と共通している。しかし、前期倭寇の根拠となる史料は、日本側の古文書と朝鮮側の李朝実録等であり、朝鮮半島の状況には合致するかもしれないが、中国東南沿海の史実とは必ずしも合致しない。静嘉堂本『漢書』紙背文書には、洪武五年の「海上声息」という文書、即ち浙江・福建・広東省の倭寇活動及び沿海衛所の対応に関する公文書を含み、研究価値が高く、十四世紀倭寇研究の空白を埋めることができる。

(二) 明洪武初年における温州衛中千戸所卷宗の復元と研究

明代の衛所制度について、明建国以前の甲辰年(1364)の制と明建国以降の洪武七年(1374)の制がある。前者について、明実録・会典の記録は曖昧であり、孟森『明史講義』(2006)と李新峰『明前期軍事制度研究』(2016)を代表として異なった解釈が存在している。本章では、『漢書』紙背文書から洪武五・六年の浙江温州衛・台州衛の文書50点を並べ直して復元し、沿海衛所の組織・兵力を明らかにして、孟・李両氏の論争を検証する。軍官・兵士の給与を明らかにし、出海軍の行糧とその海防活動を検討する。

(三) 明洪武元年から三年までの浙江省試行黄冊里甲の研究

和田清『支那地方自治発達史』(1939)等の研究は、洪武十四年を明代の黄冊の起点としている。『永樂大典』本『呉興統志』が影印されてから、鶴見尚弘「明代の畸零戸について」(1965)等では、黄冊の起源を洪武三年の「小黄冊」に遡っている。しかし、『呉興統志』は写本であるために誤写があり、自家撞着しているところもある。竺沙雅章は静嘉堂本『漢書』の洪武三年黄冊を公表したが、実に洪武三年浙江省の黄冊だけでなく、洪

武元年・二年・三年の黄冊が混在している。本章では、洪武元年・二年・三年の黄冊を分けて、それぞれの名称を考証し、黄冊と元代戸帖との相違を分析する。そして、浙江里甲の組織及び税率の変化を明らかにし、黄冊里甲により徴収した食糧は明政府のモンゴル軍に対する北伐に備えるものであることを明らかにする。

【結論・考察】（４００字程度）

静嘉堂文庫蔵『漢書』は紙背・紙面 320 点を保存し、すべて洪武初年の浙江省の公文書であり、戸籍文書は 226 点、軍政・民政文書 94 点を含むことが確認されました。軍政・民政文書について、温州衛の文書は 63 点、温州府の文書は 22 点、台州衛の文書は 8 点、そして所属不明な文書は 1 点がある。

（一）元末明初における東アジア情勢と多民族海賊

洪武五年温州府の「声息」文書によれば、洪武初期に中国の東南海岸のいわゆる「倭寇」は、実に明政府に対抗する中国海賊、朝鮮の揚水尺海賊、高麗王朝や李成桂が派遣したスパイ、濟州島のモンゴル海賊などが入り組んだ。東アジアの支配的秩序であったモンゴル元帝国の崩壊、中国と朝鮮の王朝交代、日本南北朝の分裂などを経て、東アジア海域で多民族による海賊が台頭してきたのである。十五世紀に至ると、中国の明実録と朝鮮の李朝実録は、原始文書の「海賊」「海寇」「賊」という用語を体系的に「倭寇」「倭賊」「倭」置き換え、それらの意図は、それぞれ国家初期に長く続いた国内の抵抗勢力の存在を否定し、自分たちの支配の正当性を強調するためである。

（二）明代初年における浙江の沿海衛所の軍事制度

静嘉堂文庫蔵『漢書』の軍制文書は、温州衛・台州衛の巻宗を復元できる。これらから見れば、洪武初年の温州衛・台州衛は甲辰年の制を行っており、一つの百戸所には 112 人の軍士を標準とし、総旗・小旗・頭軍・次軍・只身軍に分け、妻と子供の有無により月給基準が決められた。海上でパトロールする軍士が「出海軍」、陸上で留守番の役目を負う軍士は「在奕軍」と呼ばれ、いずれの軍糧は府倉から支払われた。要するに、明初の沿海衛所には、元代の文書・軍事・軍糧制度などが残存しており、衛所の軍事制度と府県の行政制度の財政的な関係が明確に分離されていなかった。

（三）明代の里甲制度の成立

静嘉堂文庫蔵『漢書』の紙背文書の中に浙江省の戸籍文書は十二点が含まれている。これらから見れば、洪武元年に浙江省はすでに里甲組織が成立し、百戸を里とし、その中で里長十戸、甲首九十人を含み、洪武二年から十一年にかけての輪番制をしたことがわかる。明軍の北元に対する遠征の進展に伴い、軍糧を調達するために、浙江里甲の田税が次第に上昇していた。洪武三年、南直隸の湖府州でも、浙江省とは異なる里甲組織が成立した。洪武十三年に至ると、明政府は浙江式の里甲組織を改良し、翌年には全国に拡大し、明代の根本的な賦役制度が定められた。